令和元年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

平成31年4月24日(水)14:00~15:40 福岡市役所15階 1507会議室

2 出席者

(委員) 村上委員長,八尋副委員長,楠委員,サーズ委員,笹山委員, 田中委員,堤田委員,南原委員,藤本委員

(事務局) 経済観光文化局 髙島局長

天本理事

仲原国際経済・コンテンツ部長

横畠まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

井上にぎわい振興係長, 森園

保健福祉局 宮尾食品安全推進課長 住宅都市局 篠﨑みどり運営課長

道路下水道局 西村路政課長

博多区 野口維持管理課長

中央区 倉岡道路適正利用推進課長

3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 2次審査(書類審査・面接審査)の結果等について
- (3) 今後のスケジュールについて

4 議事

(1) 会議の公開について

(委員長)

それでは早速ですけれども次第の方を見ていただきたいと思います。今日の次第,まず最初に,この会議でどこまでのものを公開とするかということを確認させていただきたいと思います。

今回は実際に屋台営業候補者を決めるという場でございます。そうすると、個人に関わる情報が出てきたりいたしますので、そういう部分につきましては、公開はできにくいかなというふうに思っております。その部分というのは、2次審査というところと、結果についてのところ、それから補欠を決める部分について、この部分につきましては、

個人情報に関わるものが多々出てくるだろうということで、非公開という形で進めさせていただければというふうに思っております。

ただ、審議をした結果につきましては、後ほど傍聴者及び記者の方には、どういう内容が決まったのかということにつきましてはお伝えしたいと、公開という形で進めていきたいというふうに思っております。

その方向で進めさせていいただいていいのかどうかを確認させていただければと思います。

いかがでしょうか。

―委員から異議なし―

それでは、2の2次審査につきましての審査に関する考え方、どういうふうに審査していくかについては公開、そして実際に具体的に候補の方について審査する過程、あるいは補欠を決めるときの過程については非公開、そして、最後にその部分については、後でまとめて公開ということでお願いしたいと思います。

(2) 2次審査(書類審査・面接審査)の結果等について

(委員長)

では、早速ですけども、2番目の「2次審査の結果について」というところに進めさせていただきたいと思います。

先週、審査部会を開きまして、最終検討をしております。それにつきまして、まず、 審査の概要につきまして、そして審査結果について、八尋部会長の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(部会長)

それでは2次審査の結果についてご説明いたします。先ほどの資料1をご覧ください。 資料1の「1 審査概要」についてご説明させていただきます。

1次審査通過者 19 人, そのうち1人については書類未提出ということで, 書類提出 がありました 18 人を対象に2次審査を実施いたしました。

審査書類につきましては、3月1日から4月3日の間で、審査部会6名全員で実施しました。配点は100点満点でありまして、審査基準及び各項目の配点は、別紙1をご覧いただきたいと思います。特に、収支計画については、「資金計画」、「屋台調達」、「器材費」、「売上計画」、「利益」、「成長性」、「原価率と客数」、それから「占用料等」の8項目に着目して審査を行っています。点数については審査部会6名が採点をしまして、最高点と最低点を除外した残りの4名の点数の平均により決定しております。

次に、面接審査についてご説明します。資料1に戻っていただけますでしょうか。面接審査については、4月10日、それから12日、15日の3日間で、審査部会6名のうち3名で、応募者1人あたり約30分で実施しております。前回よりも15分長く面接を行いました。配点は50点満点で、審査基準及び各項目の配点は別紙1のとおりというこ

とになっております。

法令遵守の部分については営業計画書を基に、自分の言葉としてちゃんと説明できるかどうかを確認しております。それから営業計画書では書いていなかったけれどもしっかり説明できるかどうか、そこまでやっておりまして、書いていないけども説明できれば加点をするというような調整を行いました。また、総合評価については、「やる気」、「コンセプト」、「実現性」に着目して審査を行っています。点数については、面接者3人出ておりますので、その3人の合議によって決定するという方法を取っております。審査概要についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

(委員長)

まず、審査をどんな形で、どういう考え方で進めたのかということを、今、部会長の 方から説明をしていただいたんですけども、前回の選定委員会でも書類につきましては 1番高い点数を付けた方と低い点数をつけた方を外して、残り4人の委員の点数を平均 してつけていくということは合意していただいていたかと思うんですけども、実際そう いうふうに書類審査については進めさせていただいております。

それから,面接に関して今ご説明がありましたように,前回より 15 分長く 30 分,結構色んな質問が確認できたと思っております。

そういう中で、書類上の中身を確認するという部分と、本当にどういう風に屋台を考えて運営していきたいのかというところを評価するというところの総合点 30 点というところを合議に基づきまして点数をつけていくと、いうふうに進めさせていただきました。

このやり方について何かご質問がありましたら受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

前回と比べて 15 分ほど長くかけたということでありますけども,前回と比べて何が聞けたのか,何が分かったのかということが分かれば,教えていただきたいと思います。(部会長)

まず、書いてあることを、自分の言葉でちゃんと説明できるかどうかというところに 重点を置きました。というのも何かただ写しただけで理解していない、そういうことも ないような形で、自分の言葉で説明できるかという。それから書き落としというのも多 分にあるだろうと思っていましたので、1個1個の意味について書き落としがあれば、 それは落ち着いてちゃんと理解しているということであれば面接の段階でプラスの評 価をするというようなことをやっていきました。

それとやはりやる気だとかコンセプトだとかいうのが、ちゃんと自分の言葉で話せているかというのを確認したということになります。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(委員長)

ほかにご意見ありますか。

なければ今の基準で付けさせていただいた結果について,これ以降議論したいと思います。

ここまでが公開となりますので、審査の内容について議論したいと思いますので、記者の方、傍聴の方、申し訳ありませんが、退場をお願いします。

【報道関係者及び傍聴者退室】

(委員長)

よろしいでしょうか。

一応今書類を見ていただいていますように、書類審査の段階では、名前等が分からないようにしております。面接につきましては、名前の確認とかをしていますので、名前とかが分かると。今お手元には審査資料と審査した結果の一覧表をお配りしております。これに基づきまして八尋部会長の方から内容についてご紹介をしていきたいと思います。お願いいたします。

(部会長)

では、別紙2に沿いまして説明させていただきます。この別紙2につきましては、委員会終了後に回収させていただくことになろうかと思います。

では、説明させていただきます。

資料の説明になりますが、左側が最終結果及び順位、それから審査記号及び希望場所、 2次審査の書類審査それから面接審査ごとの点数、それから審査部会意見、それと1次 審査の点数を標記し、2次審査の合計得点の高い人から順に並べています。なお、順位 が10位の人は2人存在していますが、順序としては、右の1次審査の点数の高い人を 上位というふうにしております。1番左の最終結果は、営業希望場所毎に得点の上位者 から機械的に決定していくという方法を取っております。個別の審査結果については、 机上のドッチファイルに綴っておりますけども、屋台営業計画書と合わせてお聞きいた だければと思います。

それでは個別の審査結果についてご説明いたします。表の上から順に説明させていた だきたいと思います。

最初に審査記号 の方についてなんですけども、 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、 掲載しておりません。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に,審査記号 の方についてです。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に、審査記号 の方についてですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に審査記号の方についてです。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に の方なんですけども,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に、審査記号 の方ですが、 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。 次に の方なんですが、 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。 次に、 の方なんですけども, ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。 次に審査記号 の方なんですけども, ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に の方なんですが, [

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に審査記号 の方についてですけども,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次にの方ですけども、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に審査記号 の方についてですけども,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に の方ですけども,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に審査記号 の方なんですけども,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に審査記号 の方についてなんですが,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

次に審査記号 の方なんですが,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

最後に審査記号 の方ですけども,

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

個別の結果については以上です。

続いて、審査結果全体について説明させていただきます。

まず、筆記試験と書類審査との関係についてなんですけども、この表の1番右端に筆記試験の点数を、そして真ん中のほうに書類審査の点数を掲載しています。これらの点数を比較しますと、筆記試験で点数が高い人が必ずしも書類審査の点数も高いとは限らないという傾向が出ております。単純に覚えて筆記試験を受けることと、実際理解して、自分の屋台のことを書くということに多少ギャップがあるということになっています。よって、筆記試験では十分に評価しきれない部分を書類審査、自分の屋台を経営するということで、確認するということができたのではないかと考えています。

それともう1点は、書類審査と面接審査の関係についてなんですけど、両方の点数を 比べて掲載しています。これらの点数を比較しますと、書類審査が比較的高い人が、面 接審査の点数も高くなる傾向にはあります。ただ、書類審査の点数が低くても、面接審 査において、やる気があるとか、有効性があるとか、あるいはこんな屋台を作っていこ うという考えを持っているというところが評価されている場合には、逆転現象も起こっ ているということになっております。

そういう意味では面接審査によって、本当に理解しているかどうかの確認ができたというのと、やる気も判断できたということで面接審査に力を入れたということも、今回のこういう判断に非常に有効だったんじゃないかと思います。このような状況を考慮すると、この点数に基づいて評価をすることについては、問題はないんじゃないかと審査部会では考えております。

では、資料1にお戻りいただけますでしょうか。

資料の中段の表になるんですけども、さきほどの個別の審査結果を踏まえて営業候補者案を記載しております。天神東については2区画の募集に対して、候補者が1人、長浜については5区画の募集に対して候補者なし。その他の区画については、募集区画数と候補者数が一致しているということになっています。

次に3の補欠候補者についても説明させていただきたいと思います。先ほどの営業候補者案のとおり、募集場所数に対して営業候補者数が達していない状況であることや、営業開始前に辞退等の可能性を考慮し、今回の公募では、補欠候補者を選定することにしております。それで、3つの案を審査部会で考えました。資料では一つしか書いてないんですけども、3つ実は審査部会では考えたんですけども、まず、ここに載せておりますように募集場所空き枠数の上位者を補欠候補者とする案で、この案で決定した場合、6人が補欠候補者というふうになります。それからもう一つ考えたのが、2次審査において7割以上の得点者を補欠候補者とするというようなことを考えまして、その案で決定した場合、8人が補欠候補者ということになります。最後に3つ目の案も考えまして、基本的には2番目の案と同じなんですけども、得点の7割以上というのを、6割以上に引き下げるということで考えた場合、この案で決定した場合、9人の補欠候補者ということになっていきます。皆さんにもお配りした別紙2のどこにラインを引くかというこ

とになるんですけども、今回考えておりますのが、考え方を書いていますけども、募集 場所の空き枠数に合わせて補欠候補者を確保する、補欠候補者6人ということで考えて はどうかと考えております。

それで、面接審査の時に、全ての人に対して長浜での営業を希望するかという確認を取っておりまして、そのとき希望されると回答した方は の方のみ、1名だけということになっております。それを考えたときに、補欠候補者をどんなに増やしても長浜が埋まるという可能性は非常に低いということを考えまして、今回ご提示させていただいているのは補欠6人というところの14番までということで審査部会では考えております。説明は以上です。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

今,2次審査に関する審査結果及び屋台営業候補者の件と,補欠候補者の件,2つにつきまして議論を紹介していただきました。もう一度ちょっと資料を確認していただきたいと思うんですが,営業希望場所の左側が第1希望です。右側が第2希望です。第1希望で叶わないときには第2希望で点数の高い人が入るという形で,色付けがされているというふうにご理解をいただきたいと思います。今全体に説明をしていただいたように,この結果に基づいて議論をやっていいのかどうかという全体の確認をしまして,それぞれの人の点数を確認した上で,この案で良いのではないかという形で,審査部会の方ではまとまったという結論になっております。

まず、審査結果につきまして、この8名で最終候補の案を決めていいのかどうかということにつきまして、ご意見がありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょう。もしないようであれば、せっかく審査に関わっていただいた委員にも、どういう状況であったのかという印象でもいいので、話していただくとほかの委員の方にもご意見等出るかと思うのですが。一言いただけると。

(委員)

大体見たら」」までは非常に良い審査部会意見を書いてありますけども、非常に やる気がある人とない人の違いが出てきたわけですが、一応それについても、やる気が あるような形で出てくるものを、それプラスアルファを付けてきたわけです。そういう ことについては、良い意見が出たんじゃないかと思いますけども。

(委員)

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる 恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員長)

実は通して参加したのは私と八尋委員が通して入っているのですが、ほかの方は日程的に難しいということで、1日毎、あるいは今日欠席されています池内委員については2回に分けて同じ場所について審査をしていただいております。1番最初に基準を決め

まして, それをベースに表現が良いか悪いかという判定をしてきたということなので, 一貫性は担保しているというふうには思います。

それと、後でご紹介しようとは思っていたんですが、収支計画を作っているんですが、この中に3つパターンがございました。一つは客数を絞って客単価を上げて、ゆっくりお客に屋台を楽しんでもらおう、そういう考え方でやっているお店、もう一つは客数をたくさん集めて、客単価を低くして、とにかく客の回転を上げて、利益を増やしていこうというお店、もう一つは、これ実は の方だったんですけども、実際に現場を見に行きまして、そうすると客が少ない、どうも食べている量も少ない、客単価も少ない、実態はそうかもしれない、で実態に合わせて経営をやっていこう、そうすると非常に苦しいプランが出てくるわけですね。屋台従事体験で従事を1日されたようなんですが、そこでは客がもうずっと入っている状態で、非常に忙しいというのを書類を出したあとに経験されたそうです。そういうので、こういうことじゃないんだ、と。やり方によるとちゃんと収支が合うというようなことも、あとで分かったということでございます。

そういう意味で収支計画を今回は割としっかり書かれている方が多くて、考え方がある程度出ていると、その上でどういう屋台をやっていくのかとかいうことをお聞きしながら、実際にはより細かいことまで確認が今回はできているんじゃないか、というふうには私の印象の中にもあります。

そういう意味では、コメントが少し足らない部分もあるかと思うんですけども、割と 今回屋台従事者の方が多かったということもありまして、本当に斬新なものが、あまり 多くはないんですけども、着実にやっていける方に関しては今回は、差があまり開かな い結果にもなっているというふうには印象としてはあります。

そういうことで、この結果見ていただいて本当に天神東とか、本当は長浜まで入っていただけると一番良かったんですけども、残念ながらそこにはほとんどの方にお聞きして、経営が成り立たないというご意見で断念せざるを得ないという状況があったというのは事実かなというふうに思っています。これは、別途今後何か考えないといけないんじゃないかというふうには思っております。

そういうことで、屋台審査につきまして、この8名で今のところ進めていければどう だろうかということで、部会のほうでも喧々諤々議論した上での説明になっております。 いかがでしょうか。

一委員から異議なし―

では、8名、これについては合意されたということで進めさせていただきます。

それから次は補欠についてです。この補欠につきましても、今ご説明がありましたように、3案検討いたしました。さきほどにも出てまいりましたように、 の方ですね、この方だけが場合によっては、長浜でも良いよということを言っていただいたので、そういう方が補欠で入っていれば、行っていただける可能性があるかというふうに思っております。

もしも長浜に行っても良いよという方が、今回高いラインで 14 番で線を引いているんですが、その下にもしそういう方がいらっしゃったら、考慮しなきゃいけないかなということで思っていたんで、3 案検討しようということで出ておりました。

ただ,今回残念ながらこの下の方には,長浜では無理だというご意見の方だったので,そこで数を増やしてもなかなか長浜に行ってくださいと言っても無理だろうということで,空いている場所の数だけ今回,6人ですね,補欠として決めて,検討したいということであればお願いしよう,ということで補欠案を作成させていただいております。これについてご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょう。

(委員)

補欠の選び方というのについて教えてもらいたいんですけど、今空いているところが 天神東と長浜ですよね。これをどういう順番で補欠になるのかなあということなんです けど、上位から選ぶのか、それとも天神東を希望してある方を選ぶのか。

(委員長)

今,補欠になっている方の中には,天神東を希望される方がいないんです。で,空いている状態です。

(委員)

上位からお聞きするんですか。

(委員長)

はい。上位から順番にお聞きして埋めていくというのが基本になるというふうに理解 していただければと思います。

(委員)

今長浜の話だけクローズアップされたんですけど、天神東も空いているという中で、 ここも同じように聞いていくということをされたんですか。要は、長浜は皆さんに聞か れたんですよね。じゃあ天神東は聞かれていない。

(委員長)

はい。

(委員)

それは何故です。

(委員長)

一応希望で埋まっていくであろうとこちらは想定していた場所だったんです。しかし、 結果として、長浜だけでなくて天神東も1区画空いたということです。

(委員)

長浜とイコールコンディションにする必要はないと私は思うわけです。つまり、天神 東も1区画空いたのでここはいかがでしょうかということを、いわゆるこの8位以下の 方に聞かれないのは何故なんだろうなというのは今ちょっと思ったんですが。

(事務局)

事務局から一点ご説明させていただきます。

まず面接の際に長浜に限って意向を確認したというのは、希望調査をした段階で長浜 地区だけは希望者0ということで、必ず空くということが想定されていましたので、長 浜だけは限定して確認をしました。

これからの話ですけども、今、実際問題審査結果がありまして、委員がおっしゃられるように天神東も空き枠ということで発生しました。今後、補欠候補者に対しましては、 天神東1地区、長浜5地区を含めたところで希望を上位の方から聞いて参りたいと考えております。以上でございます。

(委員)

なるほど。

(委員長)

今,問題提起された件は、後でもう1個出てくるのは、別に長浜だけが問題でない、要するに天神東にも問題があると、そうすると、魅力を高めるためには、どういう施策を考えなければいけないかという別途の問題が出てきているんじゃないかということを後でみなさんに議論していただきたいと思っていました。もし上からじゃなくて全部希望を聞いてしまうと可能性があると思われる方が準備されることも想定され、上から確認した方がリスクも小さいというのもあったということです。

ということで6名で線引きさせていただくということで、よろしいでしょうか。 (委員)

ちょっと1点。

この補欠の定義というのが、参考のところに書いてありますが、「屋台営業が開始されない募集場所がある場合に、補欠候補者に意思確認を行い、屋台営業を希望する場合に当該場所の屋台営業候補者とするもの。」とありますよね、これの「屋台営業が開始されない」というのはどういう場合、つまり候補者であり続けられる期間というのは想定されているんでしょうか。

(委員長)

おそらく今言われたのは、例えば、第1希望で選定された方はそのままされると思うんですが、第2希望だという方はやはり無理かもしれないといったケースが出てくるかもしれないということもあってそうしているということです。

ただ,一応第1希望,第2希望というのを出されているので,私たちの立場からすると,そこはやりたいという意思表示をされているというふうに考えていいます。ただ,現実には辞めるという意思表示をされる方もいらっしゃるかもしれない,というようなことも想定をした文章になっています。

(委員)

そうしたときに例えば営業を始めてみて、なんらかの理由で、半年か1年か分かりませんが、空いてしまったといったときの補欠ということは想定はされていない。

(委員長)

はい。

(委員)

そうするとそこは空いたままになるということですか。

(委員長)

前回決めた方のうち3名が病気で辞退された,でそれを空いたままでやったわけですね。今回補充をするという形で進めている,そういう手順に多分なるんじゃないかということで,我々としては3年間はちゃんと運営できる,そういう方を想定したいということで,実効性があるとかということをチェックしながら審査をさせていただいているということです。

前回の場合は、収支については荒っぽいものも結構多くて、十分に確認できないもの もあったと。ただ、今回につきましては、割とどの方もちゃんと記入されているものが 多かったので、ある程度実現性とかも評価できると判断をさせていただいているという ふうにご理解いただければと思います。

(委員)

そうすると、仮に1年後などになくなったときに、補欠というのはそこは該当しない ということですね。

(委員長)

はい。

(委員)

分かりました。

(委員長)

という形で今回はあくまでも、募集した場所についての補欠という形で進めていくと いうふうに理解いただければと思います。

それでは6名ということでよろしいでしょうか。

―委員から異議なし―

それでは補欠につきましても原案どおりでの決定で進めさせていただきたいと思います。以上確認ですけども、屋台営業候補者として この方を合格者として選ぶ。そして補欠の方を ここまでを補欠とする。そういうふうに進めさせていただきたいと思います。

それでは、ここからもう一回公開に移りたいと思います。

【報道関係者及び傍聴者入室】

(3) 今後のスケジュールについて

(委員長)

3番目の「今後のスケジュールについて」というところに進めさせていただきます。 事務局の方からご説明したいと思います。

(事務局)

それでは資料2「今後のスケジュールについて」、ご説明させていただきます。

まず、現在実施しております「第2回 屋台公募のスケジュール」についてですが、 表においては上段の青色の部分になりますが、24 日の選定委員会で屋台営業候補者を 選定し、それを基に市長が決定をいたします。決定いたしましたら、事務局より速やか に応募者へ結果通知を行うこととしております。

その後、営業場所選択会、講習会を経て、8月から順次営業を開始していただくこととなります。

次に、「第1回 公募屋台更新スケジュール」についてですが、前回の公募で選ばれた方が3年目を迎えまして、更新時期を迎えますので、その審査になります。

表においては下段のオレンジ色の部分になりますが、現在、営業報告書の提出をしていただいております。その報告書を基に、5月から6月にかけまして、現地調査、ヒアリングを実施することとしております。その後、9月に更新申請の受付けを行い、10月から12月にかけて、選定委員会等による更新審査を行い、年内に更新審査結果を通知する予定としております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(委員長)

私たちの任期が8月9日までなんですが、その間でできるというのは、スケジュールで許可開始というところまでの役割というふうに思っております。まず、このスケジュール表につきまして何か質問等ございましたら、お願いいたします。ないでしょうか。なければこのまま進めていくということで了解を取ったということで。

式次第にはないんですけれども、実は、スケジュール上ではこの委員会が我々の任期 においては最後でございます。

やはり今回2回選定をしているわけですから、問題も段々見えてきたこともあろうかと思います。先ほどの議論の中でも出てましたように、長浜地区をどうするのか、そういうようなことも、魅力を高めてあげないと、屋台をやりたいという人も出てこない、そういう方策も検討しなければならないということもあるかと思いますので、各委員の方からこういう問題も継続して審議をお願いしたいというお考えがあると思いますので、できれば一人ずつみなさんそういう意見を出していただきまして、引継ぎをしていきたいと思います。

委員から良いでしょうか。

(委員)

今回のプロセスが比較的うまくいったと思うんです。しかし気になるのが、18人の公募の中で、11名が屋台経験者です。非常に多くて、それが良いことかもしれないんで

すが、逆に言うと新しさが足りないかなと思います。私が面接をした人で、様々かもしれないですけど、私が担当している約半分くらいが落ちていて、新しさが足りないのが気になっているんです。それがどうしてかとかは分からないんですけども、今回の公募がPR、というか宣伝、こういう屋台の公募があるというのが十分に知られているのかどうか。もしもっといっぱいPRすれば、いろんな人が応募するのでは、外国の方も含めて。そういう意見があります。以上です。

(委員長)

以前委員から質問がありまして、書類が日本語なので外国人が受けたいと思ったときに、非常に難しい壁があると。そういう場合にカタカナを振るとか、書類上の工夫をしていけば、外国の方でも受けるチャンスが出てくるんじゃないか、そういうご指摘を受けています。

そういうことが今回は、できていなかったということがありますので、そういうご意見は新しい、経験者でない方が応募するようなチャンスを広げないといけない、そのための工夫がいるというご指摘だったと思います。

委員の方から何かありますか。

(委員)

そうですね。スケジュールについてはこれでいいと思いますけども、今委員が言うように、自分が審査したところが1軒も入っていないというところが気になるところですが、みんな入っているのは経験者ですね。そういうのが入っているので、その人にとってはすることなすこと大体わかっているような状態だろうと、それが通ってきたというのは考えないといけないだろうと思う。それについても、言われるように外国人が応募してきても、色々な外国人も屋台やりたいなあというのは、そういう経験者じゃなくて新しいものを半分くらい取り入れてはどうだろうか、という気持ちもありますけどね。今から考えていかないとけない。色々な用語についても検討しながら、説明を分かりやすいようにしていったら、もっともっと違う屋台が出てくるんじゃなかろうかと思いますけども。

(委員長)

ありがとうございます。

今の委員の説明でいくと、経験者でない方がいきなり書類を作るというのはなかなかできない。そういう意味ではサポート体制も入れながら、できる仕掛けも考えていかないといけない、そういうようなご意見だったのかなと思っているのですが。そういうことも余地があるかなと思います。

(委員)

それと、長浜のことについても非常に関心があったんですけども、長浜での営業を勧めるような形にするけども、なかなかそれにやっぱりあそこでは営業できないというようなものが受験者から伝わってくるから、なかなかそこまで入ろうと我々はしないとい

う形で考えたんですけどね。やはり業態の内容を見ると、どうしてもやっぱり屋台についてもあそこに入って営業できるか、できないような感じを受けまして、考え方が先を見ているなという感じで、なかなか長浜にしなさいとは言えないような感じを受けました。

(委員長)

今お話しされたのは、場所の魅力をどこまで高めるようなことがこの委員会でできる のかというそういう課題も一つご提出していらっしゃいます。

委員の方から何か一言。

(委員)

今回2回目になりますけども、審査をしていただいた委員長を始め委員の方々本当ご 苦労さまでした。大変ご苦労が多かったろうと思っております。

選定委員会だからこそ、屋台の現実というか、いろんなものが見えてきたんじゃないかなと思っております。まちづくりのために別の委員会で何かやるということもあるかもしれませんけども、選定委員会だったから見えてきたことがすごくたくさんあるんだろうと思いますので、事務局の方たちにはそのこともしっかり踏まえていただいて、屋台の抱える悩みというのがたくさん見えてきたんじゃないかなと思っています。ですので、候補者となっても辞退をする方、または営業をずっと長く続けていても営業を辞めざるをえなかったという方たちもいらっしゃるというふうにお聞きしたので、条例を少し変えるということも含めて、いろんなことを検討していかないといけないんじゃないかなと思いました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

確かに、例えば長浜で朝屋台やろうと思っても、条例上できないということがありまして、そういうことでいくと、現状の中でも条例をいくつか修正することで魅力創出をできる可能性もあると。そういうようなことにもこの委員会以降、検討いただきなからもやっていく可能性もあるのかなというふうにも思います。

委員の方から。

(委員)

はい。私、今日、色々発言しましたけれども、部会に関わって、採点いただいた皆さまには最大限の敬意を表しておりますので、本当にお疲れさまでした。

私,二つあって,一つは,これまで2回屋台選考の手続きを進めたと思うんですけど, 今後は機動的に,空いているところにどんどん埋めていこうというような機動的な在り 方を議論してもいいかなというのはありました。やはり軒を連ねると,長浜はまた別の 話になるんですけども,軒を連ねてやっていくというのがすごく私は大事なことだと思 いますので,そこの部分が一つ今後の課題にしていただければなと。

もう一つは、屋台全体の連帯を深めていくような取組み、これはおそらく福岡市はし

っかりと積極的にやっていかないといけないと思うんですけども、業態での、例えば飲食店なんかも出す料理ごとの連帯とか、あるいは、ラーメンだったらラーメンの連帯とか、うどんの連帯とか。屋台は屋台ということで、特別の形態ですので、そういう連帯感が高まるような、盛り上がりが作れるような支援というところも今後、選定ということを超えるのかもしれませんけども、そういうこともできるような委員会になればなということを思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

最初にご指摘されたことは、確かにそうだと思います。屋台が空いたままだとなかなか魅力が高まらない、空けば早く補充してあげたほうが魅力が高まる、その意味では選定方法、募集の方法、それからの見直しも検討しなければならない課題だと思います。それから2つ目に言われた連帯感ですが、実はこれは、1回目の頃から模索をしておりました。残念ながら1回目に組合長の問題がありまして、組合との連携がなかなかできなくなってしまったんですけども、ただ、お聞きしていますと、新しい方が、今の組合のままでは駄目かもしれない、新しく何か自分たちでやろうというようなムードもヒアリングの中では出ていました。そういう中で、市含めて、私どもの選定委員会もそうだと思うんですけども、連帯感を促進するようなことになんらかコーディネートする役割を果たしたら、それなりに魅力を高める可能性はあるというふうには思っております。委員のほうから。

(委員)

長浜ですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、従来の形のままでの募集であったら、成り立たない。営業時間であったりとか、営業の仕方を5区画あって、グループ募集というのを一部導入していただきましたけれども、5区画全部とか、抜本的なことをやっていかないと難しいのかなと。選定とは違う形になるかと思いますので、そういうところを踏まえていかないといけないのかなというのが一つと、もう一つは新しく公募で営業された方が、やはり、屋台の営業って想像以上に大変なんですよね。せっかく新しくされた方が辞めていかれるっていうのは、非常に残酷なことなんで、屋台の営業をされたい方のアフターフォローというか、それが組合になるのか、行政が関わるのかという関わり方はあろうかと思いますけど、そういうところもしっかりと取り組んでいかないと、屋台の魅力というのが持続しづらいんじゃないかなと思います。以上です。(委員長)

ありがとうございます。

言われたとおり、今のままのやり方では長浜は難しい、工夫しなければならないというのが一点。これも検討していかないといけない課題の重要なポイントだろうと思います。それから2つ目に言われました営業されている方のサポート、これも何らかの形で何か検討するということも長く続いていくことだろうと思います。

委員の方から。

(委員)

はい。長浜に限って言えば、思い切って通年募集をかけるとか、何かそういう考えを持ってもいいのかなと。そして、長浜だけは特区、特区といえば福岡市得意ですから、特区という形で緩和できる部分を作ってあげないと、やはり私たちが見ても今のままの長浜じゃ無理だなと、素人目にも無理ですよ、だからその辺をもうちょっと行政は考えていただいて、本当にあそこにきちんと埋まって屋台がやって良かったなという形にしてあげればいいんじゃないかなと思います。あと、福岡市がもっとハード面をきちんと整備しないといけない部分もあるのではないかなと思います。この話とはちょっと違うんでしょうけど、便所なんて今でも問題がありますもんね。そういうところも福岡市がもうちょっと整備するような形をとってあげないと、「俺屋台やりたいわ。」っていうのになかなかいかないんじゃないかな。あと一つすみません。屋台の平均年齢何歳くらいなんですか、やっておられる方は。

(部会長)

公募は若い方が多いですが。

(委員)

なんでそんなことを聞いたかというと、僕の知り合いの方で82歳で頑張っているんですよね。そういう方が、昔からやっている方が結構多いはずなんですよ。そういう方たちがずっと続けれられればいいんだろうけど、そうはいかないだろうから、そうすると新しい方になっていくんで、それはそれでいいんでしょうけど、昔の屋台の味っていうか雰囲気、そういうのを持っておられる方が誰もいなくなるみたいな感じも、いかがなもんかというふうに思うんですね。なので、できれば年齢なんかも平均取っていただいて教えていただければなというふうに思います。以上です。

(委員長)

今のところは、一代限りの屋台は私たちも対象外で、ちょっとなかなか手が出ていない状態ですけども。先ほど言われたトイレの件は委員がよく言われています。

(委員)

ずいぶんクルーズ船が入ってくる状態で、博多湾ずっと掘り下げて入ってこられるようになるなら、できることなら、トイレなんかも作ってもらって、市会議員の力でどうかしていただけたらという気持ちがあります。屋台を観光化するならそれなりの整備をしていかないと。クルーズ船入ってくるようになってきた。そうしたらある程度やはりトイレなんかを作ってあげるのも当然だろうと思うし、ずっと私屋台を何軒か回ってきたけど、12 時以降は固定店舗が閉まるから、それによって営業を止めますっていうところもあったから、ちょっとおかしいのではなかろうかと思いました。それからが商売なんですよ屋台っていうのは。それを12 時以降になったらもう辞めますというようなことを聞いたものですから、やっぱり観光化するなら強く要望出しながら、高級トイレ

のようなそういうようなところをある程度打ち出さないと。私は強く要望していきたいと思う。観光化すると言うならそれなりの準備をしてあげないと。12 時頃になったら止めるような屋台やったら、なにもならないですよ。市議さんよろしくお願いします。(委員)

いろいろ出尽くされたような感じなんですけどね、ひとつはやっぱり、街づくりの一環としての屋台という考え、これは観光資源というね。それだけではないんですけど。 実際の実情もたくさんありますけどね。インフラ整備というのは当然、ここはやはり市が応援せなならんとこです。

それから審査のあり方も大分落ち着いてきたなと、2回目になってですね。委員の先生方もしっかりとはっきりとした視点でテストされてるなと思いまして。底をついてきた雰囲気なんですが。

屋台っていうのは商売の中で一番難しいんじゃないかと実は思うんですね。あの狭い空間で限られた条件の中で、お客さんの期待に応えるモノを提供するっていうのは、実はかなりベテランですね。本当はできないっていうことなんじゃないか。ですから、段々やっぱし経験者が手を上げ始めたということは、1回目とちょっと違う傾向で、こういう人たちが本格的に関心を持ち出したということは、一つの傾向としてしっかり見ておく必要があるなという感じはいたします。それから、審査員の先生方も何人か選んでいくわけですが、落ちる人もいる、受かった人もいる。ここも至らんとこだと思うんですけど、1回目の審査でクリアされた皆さん方の営業状況がどうかということ、そのとき皆さんが面接されたときに、試験制度の中でいろんな感想をお持ち。その落差が段々小さくなっていくことなんですね。おそらく試験官の目も肥えてきてることになる。ですから、1回目の皆さんの営業成績が私は非常に関心がある。そこでやっぱりこの人は見たとおりだったという確信を持っていけば、じゃあ、ちょっと足りないけどもここも全く回ってない地域に回ってもらおうかということが簡単にできないことだろうと思うんですね。

ですから、それはあくまでも屋台では長浜という印象もあるんですけども、これは審査とはまた別にまちづくりの視点から、かつてなんで賑わったのか、どういう需要があったのか、ですね。コンビニも段々時間が短くなっていく中で、固定店舗も段々労働力不足で時間が短くなっていく中で、福岡は空港問題に力を入れたり、24時間都市の方向に段々行っているわけですね。そういう傾向の中で、実事としての屋台の必要性もかなり高まっていく。そういうことも踏まえながらその時代時代で柔軟に対応していくと思うんですけども。

例えば、埋めなきゃならんことをなんとかせないかんからということで少しインセンティブを与えながらやるという傾向が走りだすと、これは大変危険なんですね。あくまでもまちづくりの一環の中でそういう要望をきちんと聞いていくというふうに徹するべきじゃないかな、というふうな感じを持ちましたが。委員の先生方しっかりとご覧に

なっていただいているので、深く敬意を表します。

(委員長)

ありがとうございます。基本的なところを言っていただいたかなと思うんですが、屋台だけでなく、まちづくりの一環としての屋台をきちんと守りながら考えていかなければならないというのが一点。

もう一つは営業成績との関わりですね。残念ながら前回やったものについては、場所 決めをしないでエリアでやっていますので、必ずしも計画がどうなるか分からない状態 でやっています。今回は場所決めをしてやっていますので、その関係はちゃんと出てく るだろうというふうに思います。なので、今回の結果が本当を言うと最初の関連性が出 てくるものになると思いますので、そういうことも検証していただきながら何が足らな かったのかも含めて見ていけたらと思います。

(部会長)

今回の公募をしながら思ったんですけども、屋台経験者が非常に多かったということなんですけども、まだまだ屋台経験者であるがゆえに悪しき慣習みたいなところがあって、まだまだごみの問題とか、排水のこととか、ちゃんとやることやっているのかなと思わざるを得ないところがあって、今後もしっかりチェックしていく必要があると、そうしない限り市民から評価されないんじゃないかなというふうに思いました。

それから2点目が、都市の中で今後開発ってどんどん進んでいくと思うんですけど、 その度に今までの歴史の中では、都市開発が行われるときには、移転とか移転補償どう するかとか市も行った歴史があるんですけども、天神ビッグバンの中で屋台がどう位置 付けられていくのかというのは、今回の選定委員会とは関係ありませんけども、今後問 題として考えていく必要があるんじゃないかと思います。

そして、先ほど長浜のことも出ていたんですけども、やはり屋台はある一定の集積がないと人が集まらない気もしていて、そういうことを考えるとやはりどこかに屋台ストリートみたいなものを作るかどうかとか、そういった中長期的な視点で考えていく必要も出てきているのかなというふうに思いました。

それから、選定委員会についてですけども、今後公募と更新が繰り返して行われるとなると、ものすごく煩雑になってくるのは間違いないですね。3年があって2年があって、公募があって、更新があって、そしていつまた公募があるかということになって、そして10年が来るというようなことになると。事務局にも言っているんですけども、スケジュール感を少し整理しないと続けてやっていけないんじゃないかと思いますので、その整理をやっていただきたいなと思います。

それから、もう一つが、私は選考をやっていて、自分が選定したところを見ていきたいなと。本当に計画書を採点し、いろいろやってきましたから、それから面接もしましたから、ちゃんと見ていく中で、本当に自分が選んだところが良かったのか悪かったのかとかいうのが歴史的に評価されていくんじゃないかなと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

最後にまとめていただいた部分もあるんですけど、屋台というのはまちづくりとしての魅力が高まっていくそれをどうやってやっていくのかというのも別途検討しなきゃいけないだろうということ。

それから選定委員会自体の進め方ですね、更新と公募の複雑化、そういうことも今後 ちゃんと方法を決めてやっていかないと大変なことになるんじゃないか。最後にやはり 選定委員になって選定した人は検証までちゃんとやらないといけないということを指 摘されたと思います。荷が重いながらも検証しなければならないのかなと思っておりま す。

皆さん方のご意見出させていただいて、とりまとめをさせていただきたいと思います。 後日まとまった文章で皆さま方にもお配りできればと思っております。これだけでなく いろんな問題もあると思いますので、もしお尋ねがありましたら事務局の方にご連絡い ただければと思います。

今日予定しております委員会は終わりなんですが、最初に、後程選考結果の概要について公開しますということで申し上げていますので、それについて若干ご説明をして終わりにさせていただけたらと思います。

記者の方等に聞いていただきたいと思いますが、お手元に資料1があると思います。審査結果につきまして、18名を対象に書類審査と面接審査両方を行いました。その中で、合計点の高い者から順に並べまして、希望する第1希望、第2希望、それに即してどの場所にどの方が希望しているのかということをチェックをした上で、この表の2のところにあります募集場所、営業候補者、計14地区につきまして、8名を候補として選定をいたしました。これを見ていただいて分かりますように、天神東、長浜につきまして、天神東は1区画まだ空いております。長浜は0区画、誰もいません。ただ1名につきまして、検討したいという方もいらっしゃるということも出ておりますので、そのあたりどうするかということで補欠に関しての候補の合否を決めるラインをそこも含めて検討しようということになりました。

補欠候補につきましては、この原案通り委員会では可決いたしました。余っている6 区画分の6名を補欠ということにいたしました。そして、その6名の中の1名の方が、 長浜でやってもいいというふうに思っておられる方が入っているということで、そこの ラインで合否を決めさせていただいたという形になります。

まず、全体の印象で申し上げますと、今回30分という面接をしております。もう一つは、収支計画のより細かいものを提出してもらっております。その中で、その人がどういう屋台をやっていきたいのかといったことが、割と1回目の選定よりも細かく面接をして評価ができたというふうに思っております。それから今回は最初に筆記試験をしていただいております。筆記試験をしていただいた上で書類を作成していただいていま

す。筆記試験の成績が良いからといって書類上の評価が高いという関係もないということも分かって参りました。ということは、点数が取れても、ちゃんと自分で説明ができるような状態になっているかどうかということを見ると、やはり書類審査というのは重要であろうということも確認ができたのかなというふうに思っています。

それから,試験制度ですので,そこでラインを切って合否で次に進めるようなやり方, こういうのも人数が多くなる場合には,有効性があるのかなというふうに思います。

ただ、今ご説明しましたように長浜地区、天神東地区が埋まっていないという事態は 実は大きな課題だと思います。今委員の皆さまから出してもらった案件の多くがその問題だと思います。それをどうやって手を挙げてもらえるのかといったところも検討しな きゃいけないということ。

それから、もう一つ大きな課題は、外国人も含めまして新しい方が手を挙げて参加するようなサポートなりの仕組み、そういうものもやっていく必要があるのではないかと。 委員の方から、審査過程で、カタカナふりをしていただけたらいいんだけどというような意見が出ました。そういう中でまだ従前のものができていないものあるという反省も込めているところです。

私たちとしては、公道を使っての屋台営業ですので、必ず法令遵守していただいて、衛生面も徹底してやっていただく。私のある友人が屋台に行ったときに、お店がいっぱいだったので、「立って食事をしてもいいよ。」と言ったときに、屋台の方が、「ルール上できません、私はルールを守ります。」というふうに言われたということをお聞きしています。そういう意味では、ルールをしっかり守って運営していくということも我々委員会の目的でもあると思います。そういうことをしっかり守っていただいて、私たちの中では、市民の方がやはり頻繁に利用していただく、観光客もそうですけども市民の方にも大いに利用していただくような工夫も進めていくということが今後観光資源としての魅力づくりの一環になろうと思います。そのためにも私たちのこの委員会についても引き続いてどういうことができるのか、一つ一つ埋めていかなければならない課題が今日提出されておりますので、それを検討課題として以降進めていければというふうに思っております。

以上簡単ですけども、概要についてのご説明です。

事務局にお返しします。

(事務局)

本日はご多忙のところ、大変長時間に渡りましてご審議いただきまして誠にありがとうございます。昨年 12 月から開始しました 2 回目の屋台公募につきましては、ここまで順調に進めることができまして、今日屋台営業候補者を選定する段階になったところでございます。これはまさに一重に皆さま方のご意見、そしてご支援をいただいたおかげと思っております。深く感謝を申し上げます。

特に今回は面接審査におきましては、審査時間を倍にするなど、細やかなご対応をい

ただいて、非常に綿密に見ていただいたという印象を受けましたし、その点でも非常に 厚く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、各委員から様々なご意見をいただきましたので、それぞれの課題につきまして は今後事務局として真摯に対応させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い いたします。

今日選定されました候補者の皆さまにつきましては、今後市の正式な決定を受けまして、営業開始することになると思います。皆さまに選定いただきました屋台営業候補者が無事に営業を開始し、福岡のまちのにぎわいや人々の交流の場を盛んにする魅力的な屋台になるように、私たちとしましても、しっかりと準備段階から支援をさせていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。